

訴えの提起について

建物収去土地明渡等の訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 当事者  
原告 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市  
被告 那覇市内在個人（建物所有者）  
被告 那覇市内在法人（工作物所有者）  
被告 那覇市内在個人（借家人）
- 2 事件名  
建物収去土地明渡請求事件、工作物収去土地明渡請求事件及び建物退去土地明渡請求事件
- 3 事件の内容  
那覇市が取得した街路事業用地上の建物等所有者及び借家人とそれぞれ移転補償契約を締結したが、履行期限後も移転しないので、那覇地方裁判所に提訴する。
- 4 請求の趣旨  
被告建物所有者に対する請求  
（1）被告は、原告に対し、建物を収去して土地を明け渡せ  
（2）訴訟費用は、被告の負担とする  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

被告工作物所有者に対する請求

(1) 被告は、原告に対し、工作物を収去して土地を明け渡せ

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

被告借家人に対する請求

(1) 被告は、原告に対し、建物から退去して土地を明け渡せ

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

## 5 事件に対する取扱い及び方針

必要がある場合は、訴えの取り下げ、和解又は上訴するものとする。

(提案理由)

城東城北線街路事業に伴い、那覇市が取得した事業用地上の建物、工作物所有者及び借家人と移転補償契約を締結したが、履行期限後も移転しないことから、訴えを提起するので、この案を提出する。